

第 6 次田布施町行政改革大綱

(平成 23 年度～27 年度)

I 第 6 次行政改革大綱の策定

第 5 次行政改革大綱においては、国の「三位一体の改革」の断行などにより、本町の財政はこれまでにない厳しい状況におかれまして。このため、平成 18 年度から 3 年間で緊急財政再生プランにより、人件費など経常経費の抑制や削減、投資的経費の見直し等、歳入歳出全般にわたる改革を断行し、財源の確保に努めました。その結果、一定の成果をあげることができましたが、昨今の世界的な経済不況のあおりを受けて、厳しい財政状況が続くと見込まれ、さらなる経営の健全化が求められます。

また、人口減少社会の到来と少子高齢化の急速な進行、町民の価値観や生活様式の多様化、そして地域主権改革の推進など、地方自治体を取り巻く社会経済環境は、これまでにないスピードで変化しています。まさに、このような変革の中で自治体間競争に勝ち抜いていけるかどうかの転換期にあり、本町の力量、地域力が問われてきます。

このような中であって、行財政課題に適切に対応し、将来にわたって魅力のある町を築いていくためには、引き続き町行財政運営の改革に取り組む必要があります。

このため、引き続き第 6 次行政改革大綱を策定し、第 5 次田布施町総合計画の基本構想に掲げる将来像の実現に取り組みます。

II 改革の視点

国は「地域主権改革」において、住民に身近な行政を地方自治体が自主的かつ総合的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む理念の下、「依存と分配」から「自立と創造」に転換していく考えです。

こうした中、少子高齢化の影響により、10 年後には本町の総人口に占める老年人口（現行 28.1%）が約 7% 増加すると見込まれており、今後も現状の行政サービスを維持していくためには、町民、企業などと町政のビジョンや情報を共有し、課題の解決に向けて互いに知恵を出し合い、行政システムの見直しや行財政改革を進めていく必要があります。また、公共サービスをみんなで担うという理念の下、町民や地域コミュニティなどと行政が広範に協力・協働する必要があります。

一方、行政は公共サービスの主な担い手であることには変わりなく、その役割を担い続けていくためには、事務事業の「選択」と人的資源・財源などの行財政資源の「集中」を図り、資源を有効に無駄なく投入していく必要があります。また、行財政改革として、人・もの・かね・情報という限られた経営資源を活用して、将来にわたって町民に行政サービスを継続して提供していくために、組織の仕組みや考え方を時代にあった最もふさわしいものへと転換させる必要があります。

これらの状況を踏まえ、次の四つの基本方針により、行財政改革を継続します。

Ⅲ 基本方針

1 健全な財政基盤の確立

厳しい財政状況が今後も続くと思込まれるなか、財源の確保とともに歳入に見合った歳出構造の確保が重要な課題となっています。また、健全な財政運営を行っていくために、歳入面では収納体制の強化や新たな自主財源の確保に努め、歳出面では各種事務事業の必要性や効果、財源措置等の観点から適時見直しを行い、健全な財政基盤の確立に努めます。

- 【推進項目】
- (1) 財政計画等の策定、公表
 - (2) 収納対策の強化
 - (3) 自主財源の確保
 - (4) 経費節減対策の継続
 - (5) 定員管理及び給与制度の適正化
 - (6) 一部事務組合の経営健全化

2 効率的で効果的な行財政運営の推進

自立性、柔軟性、機動性を備え、新たな行政課題にも迅速な対応や意思決定ができる組織・機構の整備に取り組みます。また、多様化、複雑化する住民ニーズに対応できるよう事務事業全般にわたる見直しを継続するとともに、計画的な人材育成を進めます。

- 【推進項目】
- (1) 事務事業の再編・整理
 - (2) 組織機構の整備
 - (3) 地域主権改革への対応
 - (4) 人事評価制度の実施
 - (5) 計画的な人材育成

3 分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現

町民と行政情報の共有化を図り、分かりやすく透明性の高い行財政運営を推進することにより、町政に対する理解を深めるとともに、町民に最も身近な基礎自治体として、自らの創意と工夫により、住民ニーズを的確に反映した分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現に努めます。

- 【推進項目】
- (1) 開かれた町政運営の推進
 - (2) 行政情報の提供
 - (3) 行政サービスの改善

4 みんなが行動するまちづくりの推進

住民による自主的なまちづくりや地域の実状に即した施策を推進するため、公共サービスを行政のみが担うという考えから脱却し、地域、住民、団体と行政とが適切な役割分担を担い、同じ目標に向かってみんなが行動するまちづくりを推進します。

- 【推進項目】
- (1) 住民参加と協働によるまちづくり
 - (2) 安全・安心のまちづくり
 - (3) 地域コミュニティ活動の推進

IV 行財政改革推進項目(実施項目) 一覧

基本方針	推進項目	実施項目
1 健全な財政基盤 の確立	(1) 財政計画等の策定、公表	① 中長期財政計画の見直し
		② 公債費負担適正化計画の策定、公表
		③ 財政指標等の公表
		④ 財政健全化判断比率の改善
		⑤ バランスシートや公会計の作成、公表
	(2) 収納対策の強化	① 債権管理条例による債権の適正な管理
		② 滞納情報の一元管理
		③ 滞納処分・強制執行等の強化
		④ 県税務職員の併任徴収制度の活用
		⑤ 納税環境の整備
	(3) 自主財源の確保	① 遊休資産の活用
		② 有料広告制度の活用
		③ ふるさと納税制度のPR等
	(4) 経費節減対策の継続	① 経費節減の推進
	(5) 定員管理及び給与制度の適正化	① 定員適正化計画の策定、公表
		② 給与制度の適正化、公表
	(6) 一部事務組合の経営健全化	① 一部事務組合の経営健全化
	2 効率的で効果的な 行財政運営の推進	(1) 事務事業の再編・整理
② 指定管理者制度の効果検証・再指定		
③ 補助金適正化対策の推進		
④ 外部委託(アウトソーシング)の推進		
(2) 組織機構の整備		① 行政組織の見直し
		② 複数の課に関係する重要課題への対応
		③ 給食センターの今後の運営
(3) 地域主権改革への対応		① 権限移譲事務の積極的受け入れ
		② 広域行政への対応
(4) 人事評価制度の実施		① 人事評価制度の充実
		② 課運営計画、目標管理制度の充実、活用
		③ 自己申告制度の充実、活用
(5) 計画的な人材育成		① 人材育成計画の見直し
		② 職員研修の計画的実施
		③ 職員提案制度の導入
3 分かりやすく 利用しやすい 行政サービスの実現	(1) 開かれた町政運営	① 町政モニター制度の導入
		② パブリックコメント等提案制度の推進
		③ 地域からの提言事項のデータベース化
		④ 地域懇談会の開催
	(2) 行政情報の提供	① 情報公開、個人情報保護の推進
		② 広報やホームページの充実
		③ 主要施策の成果等の公表
		④ 行政情報誌等の更新
	(3) 行政サービスの改善	① ワンストップサービスへの対応
		② 申請書等の簡素化、分かりやすい手続き
		③ 行政サービス等に係るアンケート
		④ 休日・夜間の行政サービス
		⑤ 電子自治体、電子申請の申請
4 みんなが行動する まちづくり	(1) 住民参加と協働によるまちづくり	① 協働・参画事業等の検討
		② 住民、団体による自主活動の促進
	(2) 安全・安心のまちづくり	① 防災・防犯メールの有効活用
		② 自主防災組織の育成
		③ 安全のまちづくり体制整備
	(3) 地域コミュニティー活動の推進	① まちづくり活動助成事業
		② 自治会活動の支援・活性化
		③ 美しいまちづくりの推進

V 行財政改革の進め方

行財政改革の推進にあたっては、これまで同様に、町議会、民間有識者等からなる行政改革推進委員会と連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て、全庁一体となって行財政改革の推進を図ります。

1 推進体制

行財政改革の推進体制としては、庁内に行政改革推進本部を設置するとともに、町議会や行政改革推進委員会の意見、提言を尊重するなかで、行財政改革を推進します。

2 計画期間

大綱の計画期間は平成23年度を起点とし、平成27年度までの5年間とします。

3 実施計画の策定

- ・行財政改革の実施にあたっては、大綱に基づき、可能な限り数値目標を定めるとともに、年度ごとの具体的な実施計画を策定し、計画的に取り組みます。
- ・実施計画については、年度ごとの実施状況についての的確な検証を行うとともに、町議会や行政改革推進委員会の意見等を反映させ、必要に応じて見直します。

4 公表

実施計画の進捗状況は、町議会や行政改革推進委員会に定期的に報告するとともに、広報やホームページ等により広く町民に公開します。